

平成26年12月定例会

総務委員会説明資料（その3）

徳島県警察本部

目

次

I 提出案件	1
1 その他の議案等	1
(1) 条例案	1
ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

ア 改正の理由

国家公務員の給与改定が行われたことに鑑み、本県の警察職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

- (a) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら、広い範囲の号俸において給料月額を引き上げることとする。
- (b) 全ての給料表について、若年層に配慮しながら、広い範囲の号俸において給料月額を引き下げることとする。

b 諸手当の改定

- (a) 通勤手当について、特別急行列車等を利用する警察職員の1か月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額の限定額を月額3万4千円に引き上げることとする。
- (b) 勤勉手当について、再任用警察職員以外の警察職員に対する12月期の支給割合を100分の82.5（特定幹部警察職員にあっては、100分の102.5）に、再任用警察職員に対する12月期の支給割合を100分の37.5（特定幹部警察職員にあっては、100分の47.5）に引き上げることとする。
- (c) 勤勉手当について、再任用警察職員以外の警察職員に対する6月期の支給割合を100分の75（特定幹部警察職員にあっては、100分の95）に、再任用警察職員に対する6月期の支給割合を100分の35（特定幹部警察職員にあっては、100分の45）に引き上げることとし、再任用警察職員以外の警察職員に対する12月期の支給割合を100分の75（特定幹部警察職員にあっては、100分の95）に、再任用警察職員に対する12月期の支給割合を100分の35（特定幹部警察職員にあっては、100分の45）に引き下げることとする。

- (d) 地域手当について、人事委員会規則で定める地域に在勤する警察職員に対する支給割合の上限を100分の20に引き上げることとする。
- (e) 単身赴任手当について、基礎額を月額3万円に、警察職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて支給する加算額の限度額を月額7万円に引き上げるとともに、新たに再任用警察職員にも支給することとする。
- (f) 管理職員特別勤務手当について、給料の特別調整額の支給を受ける警察職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても、その勤務1回につき、6千円を超えない範囲内において人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定める額を支給することとする。

(イ) 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

平成18年4月1日実施の給料の切替えに伴う経過措置について、所要の改正を行うこととする。

(ウ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当について、6月期の支給割合を100分の155に引き上げることとし、12月期の支給割合を100分の155に引き下げることとする。

ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行する。ただし、イの(ア)のaの(b)及びbの(c)から(f)まで、イの(イ)、イの(ウ)並びにウの(ウ)の一部については、平成27年4月1日から施行する。
- (イ) イの(ア)のaの(a)及びbの(a)については平成26年4月1日から、イの(ア)のbの(b)については同年12月1日から適用する。
- (ウ) その他この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めることとする。